

過疎対策事業債の拡充について

1 対象施設の追加

- ・ 図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設の施設を追加。小中学校の校舎等の統合要件を撤廃。

2 ソフト事業への拡充

- ・ 地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

＜大臣通知＞

→対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費 ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費 ③地方債の元利償還に要する経費

～発行限度額について～

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

＜省令の主な内容＞

・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

算式の符号

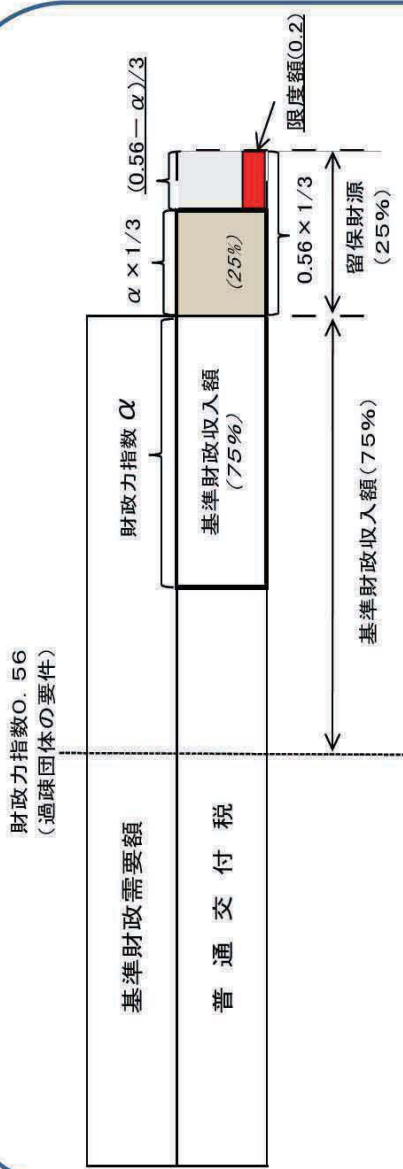
A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の前年度の地方交付税第11条の規定により算定した基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数(発行限度額を算定する年度前3年度の平均)

※財政力の弱い市町村に配慮するとの考えから、基準財政需要額と財政力指数を基礎数値とした。

・最低保障額3500万円

限度額算定のイメージ



【算式】 前年度の基準財政需要額 × (0.56 - α) × 1/3 × 0.2 / 15

* 0.56: 過疎法の財政力指数指定要件

* α: 当該団体の財政力指数

* 1/3: 基準財政収入額の算入割合(75%)と留保財源(25%)の比率

発 行：長崎県過疎地域自立促進協議会

〒850-0875 長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館内

TEL 095-827-5511

FAX 095-824-6993

編 集：長崎県企画振興部地域づくり推進課

〒850-8570 長崎市江戸町2-13

TEL 095-824-1111 (内線2245)

095-895-2245 (ダイヤルイン)

FAX 095-895-2559